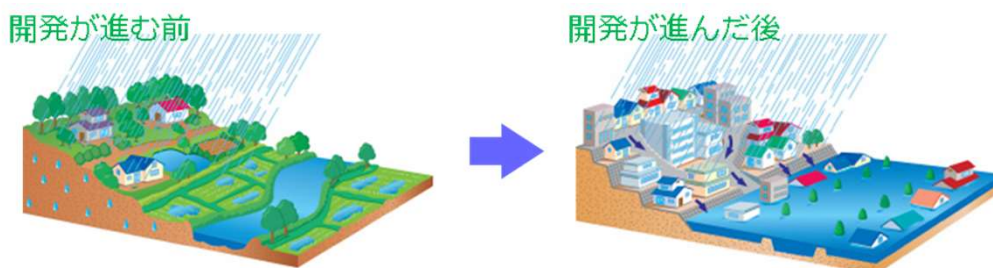


開発行為等（土地又は敷地の面積2,000m²以上）を行う場合において、**雨水排水計画**についての協議が必要となりました。

（令和4年10月1日以降に工事着手するもの）

～安心して暮らすことができるまちの実現に向けて～

都市化の進展により、地表がアスファルトやコンクリートで覆われたり、森林や水田、ため池がなくなることで、雨水が短時間に集中して河川へ流出し、浸水被害が増加します。これを軽減するため、雨水流出抑制対策に関わる雨水排水計画についての協議が必要となります。



💧 開発行為等とは・・・

- ア 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（分譲住宅地を除く）
- イ 宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成
- ウ 墓地（墓地，埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地）の造成
- エ 建築物の建築（建築基準法第2条第13号に規定する建築）
- オ 倉敷市埋立行為等の規制に関する条例第2条第2号に規定する埋立行為等
- カ 駐車場の設置
- キ 土地の舗装（コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うことをいい、ア、イ、ウ、オ又はカに該当するものを除く。）

💧 雨水流出抑制対策とは・・・

雨水流出抑制対策は、貯留施設の設置を原則とします。1ヘクタール当たりの必要貯留量を下記に示します。緑地等を設ける場合は貯留量が低減されます。

緑地等を設けた場合、必要貯留量から**低減**することができます！

現況の敷地の状況	必要貯留量 (1ヘクタール当り)
原則	250 m ³
現況の敷地に 構造物等がある場合	150 m ³

緑地等の種類	低減量 (1平方メートル当り)
緑地	0.05 m ³
透水性舗装	0.02 m ³
舗装、コンクリート 等で覆われていない 地山の状態	0.01 m ³